

# 子どもを健やかに育てよう～児童福祉週間～

毎年、5月5日(こどもの日)から11日までの1週間は「児童福祉週間」です。この週間は、児童福祉の理念の周知と児童を取り巻く諸問題への社会的関心の喚起を図るため、昭和22年に定められました。

「児童福祉の理念」は、児童福祉法第一条第一項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」とうたわれています。この児童福祉の理念に基づいて、私たちに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくっていく責任があります。

平成18年の児童福祉週間のスローガンは、「大切だよ 信らいすることされること」。皆さんも、児童福祉週間をきっかけに、家庭、学校、職場、地域社会、それぞれの立場で、子どもが健やかに育てる環境について考えてみませんか。

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8008

## 介護保険の住宅改修・福祉用具購入について

4月からの介護保険法改正により、「介護保険住宅改修費支給申請」と「介護保険福祉用具購入費支給申請」について改正がありました。

### 1. 介護保険住宅改修費支給申請

従来は、住宅改修施工後に申請書と添付書類を提出する申請方法でしたが、平成18年4月1日以降に着工する住宅改修につきましては、工事の事前申請による審査が必要になりました。審査をしていない住宅改修につきましては、支給対象外となりますので、住宅改修をお考えの方は注意してください。審査につきましては、市役所高齢者支援課で受付します。また、住宅改修については、担当するケアマネージャーによくご相談ください。

### 2. 介護保険福祉用具購入費支給申請

申請方法に変更はありませんが、購入店につきましては、平成18年4月1日から指定事業所制度が導入されました。4月以降は、指定事業所以外での福祉用具購入は、支給対象外となりますので、購入をお考えの方は注意してください。指定事業所については、市役所高齢者支援課までお問い合わせください。

「介護保険住宅改修費支給申請」と「介護保険福祉用具購入費支給申請」につきましては、高齢者支援課でのみの受付となります。

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8009

平成18年4月1日から

### 支給対象年齢が小学校6年生までになりました

児童の支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)から、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)まで拡大しました。

### 所得制限限度額が引き上げられました

所得制限限度額が引き上げられ(下表参照)、今まで所得制限のため受給できなかった人でも受給できる場合があります(詳しくはお問い合わせください)。

児童手当所得制限の限度額(平成18年4月～)

扶養親族等	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

### 児童手当を受給するには手続きが必要です

対象となる年齢の児童をお持ちの保護者に通知を出しました。下記により手続きを行ってください(対象となる児童をお持ちの人で、5月中旬までに通知が来ない人は、下記までお問い合わせください)。

提出先 各庁舎市民サービス課  
(受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 木曜日は19:00まで延長)

提出期限 9月29日(金)  
期限内に受け付けたものは、特例的に4月1日に遡って支給されます(ただし、今回の法改正が適用されるものに限る)が、お早めに手続きしてください。

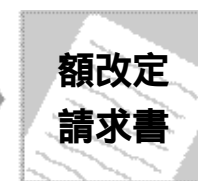
#### 請求手続

現在、児童手当を受給していない、0歳～小学校6年生の児童を持つ人



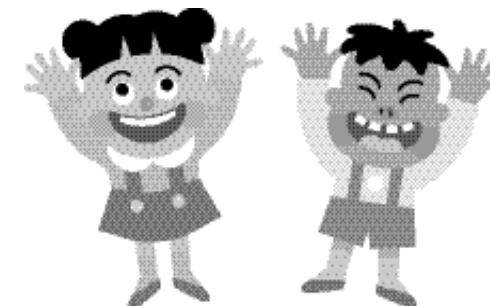
添付書類：請求者の保険証の写し、請求者名義の通帳の写し(郵便局以外で普通預金)他に書類が必要なこともあります。

現在、児童手当を受給している、小学校5～6年生の児童を持つ人



小学校4年生分の児童手当については継続して受給できるため、手続きの必要はありません。

公務員は勤務先で申請してください



問合せ 市民サービス課(伊豆長岡庁舎) 電話 055 948 2901  
(4月から電話番号が変わりました)

児童手当  
変わりました!!